

天竜川ダム再編事業佐久間ダム環境検討委員会

規 約

(名称)

第1条 本会は「天竜川ダム再編事業佐久間ダム環境検討委員会」(以下「環境検討委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 環境検討委員会は、天竜川ダム再編事業により佐久間ダムに整備する洪水調節施設及び恒久堆砂対策施設の工事の実施及び運用が佐久間ダム周辺環境へ与える影響の予測の実施、環境保全措置の検討及び評価並びにモニタリング計画の立案について助言を得ることを目的として、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(検討範囲)

第3条 環境検討委員会の検討範囲は、大千瀬川合流点より上流の天竜川ダム再編事業区域周辺とする。天竜川ダム再編事業における周辺環境への影響は、佐久間ダムの洪水調節施設、恒久堆砂対策施設の設置・運用に係る事項とし、環境調査の内容、環境影響予測検討、保全措置の検討及びモニタリング計画立案までを検討対象とする。

(組織等)

第4条 環境検討委員会は別紙に掲げる委員で組織し、事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は第2条の目的が達成されるまでの期間とする。
3. 環境検討委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長は委員会議時の進行と総括を担うものとする。なお、委員長に事故があるときは副委員長が代行する。
4. 委員長は委員の互選により選出する。

5. 委員会には事務局を浜松河川国道事務所に置くこととし、事務局は委員会の事務を担うものとする。
6. 委員以外の専門家を委員会へ招請する必要がある場合は、事務所長が委員長の許可を得て行うものとする。

(会議)

第5条 環境検討委員会の会議は原則非公開とし、議事要旨・会議資料については、特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

(規約の改正)

第6条 この規約の改正は環境検討委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、環境検討委員会の運営に関し必要な事項は、環境検討委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、令和3年6月30日から施行する。